

## 第4章 基地問題への取り組み等

## 第1節 日米地位協定とその見直しに向けた取り組み

県は、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題などの解決を促進するためには、日米地位協定<sup>\*1</sup>の抜本的な見直しが必要であると考え、平成12年8月に、11項目の日米地位協定の見直しに関する要請を行ったほか、これまで機会あるごとに日米両政府に対し要請を行っている。

### 1 日米地位協定

日米地位協定は28条からなり、日米安全保障条約に基づいて1960年（昭和35年）に日米間で結ばれたもので、日本の領域にある間の米軍や米軍人等の権利義務及び米軍の施設・区域の使用や権利関係について定めている。

その内容はおおむね以下のとおりである。

#### (1) 提供施設

日米安保条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用が許されている。個々の施設及び区域に関する協定は、日米合同委員会<sup>\*2</sup>を通じて両政府が締結しなければならない。（第2条）

日本の公共の安全に十分注意を払う前提で、使用を許された施設・区域（提供施設）の運営や管理などの権利は、全て米側が持っている。（第3条）

施設の返還にあたっては、米側は原状回復<sup>\*3</sup>する義務はない。（第4条）

#### (2) 日本国の租税等の適用除外など

公的な目的で運航される米軍の船舶や航空機・自動車は、日本側に通報すれば無料で米軍基地以外の日本の港や飛行場、高速道路などを使用することができる。（第5条）

米軍人らの出入国については、日本の旅券・査証に関する法律は適用されない（身分証明書等を持つ必要はある）。（第9条）

基本的に、関税や税金は課されない（ただし、一定量を超える物品の輸入には関税がかかる）。（第11条、12条、13条）

日本の運転免許証は、必要ない（米側の免許証は必要）。（第10条）

#### (3) 国内法の尊重

日本国の法令を「尊重」することとなっている。（第16条）

#### (4) 裁判権

米軍人が基地の外で起こした事件や事故であっても、公務中であれば裁判権は米側にある。公務外の事件・事故であれば、裁判権は日本側にある。しかし、日本側の裁判権の対象になる被疑者が米側によって拘束された場合は、日本側が起訴するまでは身柄の移転は行わなくてもよいことになっている（ただし、平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人又は強姦という凶悪な犯罪などについては、日本側の要求があれば、引渡は可能になった）。（第17条）

#### (5) 損害賠償請求権

米軍が、公務執行中に起こした事故などで損害を与えた場合は、損害賠償は日米両国で分担する。

米軍人等が、公務外で起こした事故などで損害を与えた場合は、米側が慰謝料を申し出る場合もあるが、基本的には損害賠償は加害者が行う。（第18条）

#### (6) 経費の負担

在日米軍の維持費について、提供施設・区域の整備費用は日本側が負担し、その他（提供施設の維持費）は基本的に米側が負担する（しかし、現実的には日本政府も施設内の労務費、光熱費等の一部をいわゆる「思いやり予算」として負担している）。（第24条）

\*1：正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」で、日米安全保障条約に基づき1960年（昭和35年）に締結

\*2：次頁の（7）合同委員会の項を参照

\*3：借りる前の状態に戻すこと

(7) 合同委員会

この協定の実施に関し、日米間の協議機関として、合同委員会を設置している。(第25条)

2 日米地位協定の見直しの要請

日米地位協定については、県は日米両政府に対し、平成7年11月に10項目の見直しに関する要請を行うなど、機会あるごとにその見直しを求めてきた。

これに対し、日米両政府は、平成8年12月のSACO最終報告などにおいて、日米地位協定の運用の改善などを示した。

【平成7年の日米地位協定見直し要請の結果】

平成7年11月4日付けの県の要請については、「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」や日米合同委員会で見直しが検討され、次のとおり日米間で合意されている。

日米地位協定の見直し要請に対する日米両国政府の発表

項目		合同委員会合意及びSACO最終報告の内容
関連条項	要請内容	
第2条	施設・区域の返還	○11施設・5,002ヘクタールの返還 (SACO最終報告)  【内訳】 －普天間飛行場等6施設の全部返還 －北部訓練場等4施設の一部返還 －住宅の統合1件
第3条	航空機騒音	○嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置(平8.3.28合同委員会合意) ○騒音軽減イニシアティブの実施 (SACO最終報告)  －普天間飛行場 ・KC-130機(12機)の移駐 ・夜間飛行訓練の運用の制限 －嘉手納飛行場 ・海軍駐機場の移転 ・遮音壁の設置
	環境保護	○県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止 ○キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去手続きの継続実施 ○砂防ダムの建設促進 (SACO最終報告)
	施設・区域への立入	○施設・区域への立入許可手続の承認 (平8.12.2合同委員会合意)
	事故原因の究明・報告	○米軍航空機の事故調査書の提供・公表に関する手続きの承認(平8.12.2合同委員会合意)
	演習の規制・ペナルティー	－
	施設内ゴルフ場	○米側ガイドラインの作成
第5条	民間空港の使用禁止	－
	行軍の禁止	○公道における行軍の取りやめ (SACO最終報告)
第6条	那覇空港の進入管制業務の日本移管	－
第9条	人・動植物の検疫	○人、動物及び植物の検疫 (平8.12.2合同委員会合意)
	人の保健衛生	－
第10条	軍用車両の番号標	○米軍公用車両番号標の掲示 (平8.3.28合同委員会合意)
第13条	民間車両の税率	－

第17条	被疑者の拘束	○刑事裁判手続に関する合意 (平7.10.25合同委員会合意)
第18条	被害者補償	○任意自動車保険への加入義務付け ○支払い手続の改善 －前払い制度の活用 －無利子融資制度の創設 －差額支払い (SACO最終報告)
第25条	関係自治体の意見聴取	－
	合同委員会の合意事項の公表	○合同委員会合意の公表の追求 (SACO最終報告)

しかし、SACO最終報告などによって日米地位協定の運用の改善が示された後も、米軍基地に起因する事件・事故や環境問題など諸課題が山積しており、県としては、これらの米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、日米地位協定の運用を改善するだけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考え、平成12年8月に、改めて日米両政府に対し、日米地位協定の見直しに関する要請を行った。

(要請日程)

平成12年8月29日 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使

平成12年8月30日 在日米軍司令官、県選出国会議員

### 日米地位協定の見直しに関する要請（平成12年8月）

我が国に所在する米軍基地は、日米安全保障体制を維持する上で重要な役割を果たし、我が国の安全及び極東における国際の平和と安全の維持に寄与しているものと理解しています。

しかし、本県においては、全国の米軍専用施設面積の約75%にのぼる米軍基地が集中し、県土総面積の約11%、特に沖縄本島ではその2割近くを米軍基地が占めています。しかも、基地の多くが県民の住宅地域に近接しており、これらの米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しは、県政の重要な課題となっております。

県としては、これらの米軍基地に起因する様々な事件・事故等から県民の生活と人権を守り、県民の福祉の向上を図る立場から、現在の米軍基地の運用のあり方等について検討していただく必要があると考えており、これまで機会あるごとに日米地位協定の見直しを国に求めてまいりました。

また、昨年11月、普天間飛行場の移設候補地の選定を国に提示するに際しても、日米地位協定の見直しを要請いたしました。国におかれましては、昨年12月28日の閣議において「地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める」との方針を決定されました。

日米安全保障体制の下で米軍基地を維持し、円滑な運用を図るためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、基地から派生する諸課題について地元の懸案事項を早急に是正していただく必要があると考えます。

なお、県議会においても、去る7月14日に「日米地位協定の見直しに関する意見書」を全会一致で決議し、更に、7月27日には、県と県内の基地所在市町村等で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）においても、「地位協定の見直しに関する要請」を全会一致で議決しています。

つきましては、日米地位協定の見直しについて、次のとおり要請いたしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

### 要 請 事 項

#### 1 第2条関係（施設・区域の提供等）

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。

- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。  
また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (3) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

**【内容及び説明】**

米軍基地が県土総面積の約11パーセント、沖縄本島の約19パーセントを占めている本県においては、基地の多くが県民の住宅地域に近接しているため、これらの基地の運用等の法的根拠となっている日米地位協定の内容及びその運用は、県民の生活に直接影響を及ぼす重大な問題であります。

しかしながら、現行の日米地位協定には、基地の提供、運用、返還等に関して最も大きな影響を受ける周辺地域の住民や地元地方公共団体の意向が反映できるような仕組みが設けられていません。

県としては、米軍基地から派生する諸問題の解決を図るためには、米軍基地と隣り合わせの生活を送っている周辺地域の住民や地元地方公共団体の理解と協力を得ることが不可欠であると考えます。

そのためには、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の締結や内容の変更について、地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合、地元の声を協定に反映できるような仕組みを日米地位協定の中に設けることが必要であると考えます。また、同様に、施設及び区域の返還についての検討に際しても、地元の声を反映できるような仕組みを日米地位協定の中に設けることが必要であります。

さらに、周辺地域の住民や地元地方公共団体の意向を踏まえた上で、個々の施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等、運用の詳細に関して明記した協定の締結及び当該協定の内容の公表が必要であると考えます。

なお、ドイツにおいては、ボン補足協定第48条第3項(a)及び同協定署名議定書「第48条について」第4項に基づき、NATO軍に提供される施設について、施設の規模、種類、条件、提供期間等を記載した協定が締結されることになっています。

2 第3条関係（施設・区域に関する措置）

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、施設及び区域内で発生した場合においても、速やかに事件・事故に関する情報を関係地方公共団体に提供すること。また、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。
- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。

**【内容及び説明】**

県では、米軍基地に起因する事件・事故が発生する度に、県民の不安を払拭する等のため、必要に応じて、基地内への調査のための立入りや速やかな事件・事故に関する情報の提供を求めてまいりました。

日米両政府においては、平成8年12月のSACO最終報告や日米合同委員会合意によって、施設区域への立入許可手続きや事件・事故発生時における通報手続きを整備、実施されました。

しかし、その後も、地方公共団体による米軍基地内への立入りについては、地方公共団体が求めている速やかな立入りを実現しているとは言い難い状況にあります。

また、事件・事故発生時の地方公共団体への通報についても、現行の手続きにおいては、米軍基地内で発生する事件・事故は通報の対象から除外されているため、適時、的確な情報公開によって県民の不安を払拭するという観点から、通報手続きの更なる検討が必要であると考えます。

さらに、我が国においては、いわゆる航空特例法によって、米軍に対しては、航空法第80条の飛行禁止区域や第81条の最低安全高度の遵守の規定等の適用が除外されていますが、ドイツにおいては、ボン補足協定第45条第2項及び第46条第2項に基づき、NATO軍の演習・訓練に対しても、関連するドイツ国内法が適用されることになっています。



県としては、このようなドイツの例に倣い、我が国においても、航空機騒音や事故の危険性を軽減するため、米軍航空機も民間航空機と同様に、関係する日本国内法に従って運航する必要があると考えます。

このほか、道路法第47条に基づく車両制限令、原子力災害対策特別措置法、文化財保護法についても、米軍の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対し、適用する必要があると考えます。

道路法第47条に基づき、車両の幅、重量、高さ、長さ等を規定している車両制限令については、同政令第14条に基づき、米軍に対する適用が免除されておりますが、道路交通の安全を確保する観点から、米軍に対しても当該政令を適用する必要があると考えます。

また、昨年成立した原子力災害対策特別措置法については、米国の原子力軍艦の放射能事故等を対象から除外しておりますが、原子力軍艦が寄港する港湾周辺に居住する住民の不安を解消するためにも、米軍に対して同法を適用し、万が一放射能事故等が発生した場合の災害対策を講じる必要があると考えます。

さらに、文化財保護法第57条の5や第57条の6によると、土地の占有者が住居跡、古墳等遺跡と認められるものを発見したときは、関係機関に届出や通知を行うことになっていますが、米軍が実施する施設整備工事等に対してはこれらの文化財保護法の規定が適用されないため、埋蔵文化財が発見された際の適切な保護措置が執れない状況にあります。したがって、文化財の保存を図るためには、米軍に対しても、これらの文化財保護法の規定を適用する必要があると考えます。

### 3 第3条A（施設・区域の環境保全等）※新設

下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

① 合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

② 合衆国軍隊は、施設及び区域におけるすべての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を、調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

③ 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

#### 【内容及び説明】

米軍の活動に起因して生じる米軍航空機の騒音、実弾演習や廃弾処理に伴う騒音や振動、山火事や赤土流出による自然環境の破壊、油や汚水の流出、PCB等有害廃棄物の処理等米軍基地から派生する環境問題については、基地に隣接して生活している県民にとって、生命、財産の安全に直結する重大な関心事であります。

ドイツにおいては、ボン補足協定第53条第1項に基づき、NATO軍の施設の使用に対しても、原則としてドイツ国内法を適用しています。また、第54条A第2項に基づき、NATO軍が環境影響評価手続きを実施し、「不可避の環境被害に対して適切な回復措置又は清算措置」を行うことになっていきます。

県としては、このようなドイツの例に倣い、我が国においても、深刻な環境被害が発生する前の未然防止の観点から、合衆国軍隊に対して、環境保全に関する日本国内法を適用する必要があると考えます。特に、我が国の環境影響評価に関する国内法が対象としている事業に相当する米軍の事業について環境影響評価手続き及び日常的な環境監視を実施すること、日米両政府間で当該調査結果を踏まえ環境保全上の措置について協議すること、環境汚染が発生した際の調査及び浄化対策等を実施すること等の制度を確立する必要があると考えます。

また、万一、環境汚染が生じた場合においても、適時、的確な回復措置が執れるように、汚染原因者としての米国の責任を明記する必要があると考えます。

なお、合衆国軍隊に対する国内法の適用に向けて、土壌の汚染防止等に関する国内法の整備も必要だと考えます。

#### 環境原則に関する共同発表

平成12年9月11日、河野外務大臣、虎島防衛庁長官、オルブライト國務長官、コーエン国防長官は、日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」会合）において、「環境原則に関する共同発表」を行った。

具体的には、JEGS（在日米軍が活動するに当たっての環境保護及び安全のための基準。日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するとの考えの基で作成されている。）を定期的に見直し、情報交換、環境汚染への対応に係る協議に取り組むこととなった。

#### 4 第4条関係（施設の返還）

合衆国軍隊が使用している施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

##### 【内容及び説明】

現行の日米地位協定では、米国は施設及び区域の返還に伴う原状回復義務を免除されているほか、施設及び区域の返還に伴う環境調査及び環境浄化の実施手続きについて明確な規定がありません。

しかし、施設及び区域の返還に伴う環境調査や環境浄化については、円滑な跡地利用を図る観点から、施設及び区域の返還前に取り組む必要があります。

そのためには、当該施設及び区域を使用していた米国の協力が必要不可欠であり、汚染原因者としての責任の観点からも、米国政府は、施設及び区域の提供者である日本国政府と共同で対処する必要があると考えます。

特に、本県の場合、米軍提供施設面積の約66%は民公有地であるため、米軍基地が返還された後に、土地所有者が安心して土地を使用できるように、また、跡地利用が円滑に実施できるように、返還に伴う環境調査及び環境浄化手続きを明確に規定し、早急かつ十分な原状回復措置を実施する必要があると考えます。

#### 返還跡地の汚染物質

平成14年1月30日、北谷町美浜の米軍施設返還跡地の地中から、ドラム缶に入ったタール状物質が多数発見された。

また、平成15年11月、同年3月に返還されたキャンプ桑江北側部分から、油分や基準値を超える特定有害物質を含む土壌等が発見され、土地が所有者へ引き渡された後も、米軍のものと見られる小銃弾等が発見されている。

#### 5 第5条関係（入港料・着陸料の免除）

(1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。

(2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

##### 【内容及び説明】

県はこれまで一貫して、日米地位協定第5条に基づく米軍機の民間空港使用については、米軍に対し自粛を要請してきたところですが、去る2月15日にも、民間航空機の離発着及びエプロンの使用が過密な状況にある石垣空港に、米海兵隊の航空機が給油の目的で着陸したため、地元住民や県民から強い反対の声があがりました。

多くの離島からなる本県にとって、航空機や船舶は県民の日常生活はもとより、観光立県を目指す本県の産業振興を図る上からも重要な輸送手段であることから、航空機及び船舶の円滑かつ安全な運行を確保するためには、米軍による民間空港及び港湾の使用については、天候不良、機体の異常、乗務員の発病等緊急時以外は禁止する必要があると考えます。

また、日米地位協定第5条を根拠に、実質的には演習又は訓練であると見なさざるを得ない合衆国軍隊の施設及び区域からの「出入」又は「移動」が行われているとの指摘があります。

県としては、演習又は訓練については、提供されている施設及び区域内において行われるべきであると考えており、施設及び区域からの「出入」又は「移動」の定義を明確にし、演習又は訓練の実体を伴う「出入」や「移動」については、明確に禁止する必要があると考えます。

#### 米軍機の民間空港使用

米軍機による民間空港使用の最近の事例として、平成16年及び平成18年に下地島空港が使用されている。使用目的として、フィリピンでのバリカタン演習等への参加や人道支援活動が主な要因となっている。

県は米軍に対し、民間空港については、民間航空機の運航を目的として設置された空港であり、民間航空機の円滑かつ安全な運行を確保する観点から、緊急やむを得ない場合を除いては、米軍機の使用は自粛してもらいたいというのが県の一貫した考えであり、米軍機の民間空港使用は県民に大きな不安を生じさせていることを説明し、演習等に参加する場合は、船舶等による移送を前提として計画を立て、民間空港を使用しないよう強く要請している。

空港別米軍機着陸回数（機数）、使用日数（暦年）

	14年		15年		16年		17年		18年		19年		
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	
下地島空港	5	1	7	1	3	4	8	0	0	9	1	0	0
宮古空港	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石垣空港	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
久米島空港	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	

沖縄県土木建築部空港課作成

#### 米軍による民間港湾使用

平成19年6月24日、米軍艦船（掃海艇）2隻が、親善・友好訪問及び乗組員の休養を目的として、与那国町の祖納港に入港した。

民間港湾は、民間船舶の運航を目的として設置されたものであり、緊急時以外は、米軍の使用は自粛すべきであるというのが県の一貫した方針であり、県は米軍に対し、民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、緊急時以外は民間港湾を使用しないよう、自粛を強く要請している。

### 6 第9条関係（合衆国軍隊構成員等の地位）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

#### 【内容及び説明】

米軍人等が我が国に入国する場合、あるいは、動物及び植物を入国させる場合の手続きについては、SACO最終報告において、新たに合意された手続きを実施することが示されました。特に、従来の日米合同委員会の合意内容には明記されていなかった植物の検疫手続きが新たに設けられたことは、一定の前進であると考えています。

しかし、ドイツにおいては、ボン補足協定第54条第1項に基づき、NATO軍に対しても、人間、動物及び植物の伝染病の予防及び駆除並びに植物の害虫の繁殖の予防及び駆除に関するドイツ国内法が適用されることになっています。

県としては、我が国においても、海外からの伝染病の侵入に対する基地周辺地域の住民の不安を払拭するためには、人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関する日本国内法を適用し、米軍に対しても日本国当局による検疫を実施する必要があると考えます。

### 7 第13条関係（租税）

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。



【内容及び説明】

米軍人等の私有車両に対する自動車税については、平成11年2月の日米合同委員会合意に基づく自治事務次官通知を踏まえ、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例」が改正され、平成11年4月から税率が一定程度引き上げられました。

しかし、この改正後においても、米軍人等の私有車両に対する自動車税は、民間車両に課税されている税率に比べると、依然として、著しく低い税率になっています。

また、この税率の格差については、軽自動車税の場合においても同様であり、米軍人等の私有車両に対する軽自動車税は、民間車両よりも著しく低い税率になっています。

本県の場合、米軍人等の私有車両は約25,000台にのぼっており、これらの車両の通行に伴う行政需要の増加及びそのために要する県の財政上の負担は、決して小さいものではありません。

これらの米軍人等の私有車両に対して民間車両と同じ税率の自動車税を課した場合、年間で約7億8千万円の税収の増加が見込まれており、財政基盤の脆弱な本県にとって、米軍人等の私有車両に対する民間車両並みの税率の引き上げは、自主財源の充実を図る上で、重要かつ緊急な課題であると考えます。

自動車税の格差

沖縄県総務部税務課の調べでは、平成19年度の自動車税を総排気量1.5～2.0リットルの乗用車で比較すると、県民が39,500円であるのに対し、米軍人等は7,500円と5分の1以下となっている。

平成19年度の軍人・軍属等に係る自動車税の定期賦課台数は約25,000台で、これを一般県民並みの税率で課税した場合、増収額は約7億円となる。

8 第15条関係（諸機関の管理等）

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

【内容及び説明】

日米地位協定第15条に規定する諸機関による物品の販売、処分については、同条第3項に基づく日米合同委員会合意によって、具体的な制限の内容及び処分手続き等が定められています。

しかし、施設及び区域内におけるゴルフ場でのプレーやセスナ機への搭乗等、諸機関が提供する役務や施設の利用については、日本人が利用する際の制限の内容及び利用手続き等に関して、明確な規定がありません。

これらの諸機関は、第15条第1項（a）に基づき、日本国の租税が免除されており、日本人が諸機関の役務や施設を利用する際の具体的な制限の内容及び利用手続き等についても、課税の公平性の観点から、物品の販売、処分に準じた明確な規定を設ける必要があると考えます。

9 第17条関係（裁判権）

合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに応ずる旨を明記すること。

日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁については、平成7年10月25日の「刑事裁判手続きに関する日米合同委員会合意」によって、凶悪な犯罪の場合、合衆国は、日本国の「被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う」こととされ、一定の前進が図られたものと考えています。

しかし、この合意に基づく手続きを実施するためには、日米合同委員会において日本国が提起し、協議しなければならないため、相当の時間を要することが予想されます。

また、凶悪な犯罪ではない場合については、日本国の起訴前の拘禁の移転要請に対して、米国は日本国の「見解を十分に考慮する」としているのみで、米国が起訴前の拘禁の移転を承認するのかわりに必ずしも明確ではありません。

平成10年10月7日に北中城村で発生した女子高校生ひき逃げ事件の際は、我が国の警察当局が被疑者たる米軍人の起訴前の逮捕、拘禁ができなかったため、県民の間から、強い憤りの声が上がりました。

その後、当該被疑者は程なく起訴され、我が国の警察当局に身柄が引き渡されましたが、本県では、過去に、米軍が身柄を拘束していた被疑者が米軍基地から米国内に逃亡した事例もあるため、平成7年10月の日米合同委員会における合意内容では不十分であり、日米地位協定を見直して、全ての事案について、被疑者の起訴前の拘禁を日本国が速やかに行えるようにすることを求める県民の声には根強いものがあります。

ドイツでは、ボン補足協定第22条第2項（b）（II）において、NATO軍は「特定の事件においてドイツ当局が提出する抑留の移転の要請に対しては好意的考慮を払うものとする」と規定していますが、国民の生命、財産等の基本的人権を保障する観点から、標記の事項について、日米地位協定の見直しを行っていただく必要があると考えます。

#### 被疑者の拘禁の移転

平成13年6月に北谷町で発生した在沖米空軍兵士による婦女暴行事件においては、県警が逮捕状の発付を受け外務省を通して身柄の引き渡しを米国政府に要請したが、実際に引き渡しが行われるまでに5日間も要した。

また、平成14年11月に沖縄本島内で発生した在沖米海兵隊少佐による強姦未遂事件においては、当局からの起訴前の身柄引き渡し要請に対し、米側は、明確な理由を示さないまま被疑者の身柄引き渡しを拒否した。

その後、当該被疑者は起訴され、我が国の警察当局に身柄が引き渡されたが、県としては、両事件で起訴前の被疑者の身柄の引渡しについては、地位協定の運用の改善での限界が明らかになったと考えており、地位協定の抜本的な見直し以外に解決策はないと考えている。

#### 10 第18条関係（請求権の放棄）

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

合衆国軍隊の構成員又は軍属が公務外で起こした事件・事故等の際の被害者に対する補償については、平成8年12月のSACO最終報告によって、「慰謝料」や「見舞金」の支払手続き、前払いの請求、無利子融資制度等に関する日米地位協定の運用の見直しが示され、一定の前進が図られたものと考えています。

しかし、この日米地位協定の運用の見直しにおいても、被害者に対する日米両政府による支払いについて法的義務として認めたものではなく、「支払いを行うよう努力する」ことにとどまっております。

また、同様に、前払いの請求手続きや被害者に対する無利子融資制度についても、法的制度として確立したものではありません。

したがって、県としては、合衆国軍隊の構成員又は軍属、あるいはそれらの家族により被害を受けた者の迅速かつ十分な補償を図るためには、国内法の整備を含め、日米両政府の法的責任で被害者の損害を迅速に補填する制度を設け、被害者の補償を受ける権利を法律上明確に規定する必要があると考えます。

また、本県では、米軍人等の子供を出産した女性が、その子供の養育費を米軍人等に支払ってもらえないため、生活に困窮している事例がしばしば見受けられます。

日米地位協定第18条第9項（b）には「合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行うべき私有の動産があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本国の当局に引き渡さなければならない。」と規定していますが、合衆国政府が米軍人等に支払う給料等の債権に対する差押え等に関する規定はありません。

ドイツでは、ボン補足協定第34条第3項において「軍隊の構成員又は軍属に対して、その政府が支払う給与に対するドイツ裁判所又は当局の命令に基づく差押え、支払禁止、その他の強制執行は、当該派遣国の領域において適用される法律が許す範囲においてのみ行われる。」と規定されており、我が国においても、米軍人等に支払われる給料等に対して、我が国の裁判所の差押え、支払禁止等の強

制執行を可能にする旨を明記する必要があると考えます。

この他、本県に駐留していた米軍人等が退役し、又は日本国外へ居所を移転したため、残された女性との連絡が途絶えた場合、離婚や認知等の身分問題あるいは養育費の請求等の財産問題に係る民事訴訟の提起や強制執行手続き等が著しく困難になる事例が数多く見受けられます。

県としては、米軍人等が退役し、又は日本国外へ居所を移転し、日米地位協定の対象から離脱した後の母子の生活権を保障するためには、公的機関が母子に代わって養育費を請求、徴収するためのいわゆる「チャイルドサポート」制度等に係る新たな二国間協定を設けるとともに、これらの協定を実施するための国内法の整備が必要であると考えております。

賠償金等支払い実績

米軍人・軍属等による事件・事故件数及び賠償金等支払い実績 (H19. 3. 31)

(単位：件、百万円)

		那覇防衛施設局			全国計		
		公務上	公務外	計	公務上	公務外	計
15年度	発生件数	168	991	1,159	315	1,764	2,079
	支払件数	166	12	178	316	37	353
	(支払額)	108	8	116	151	47	198
16年度	発生件数	92	918	1,010	255	1,611	1,866
	支払件数	170	14	184	283	24	307
	(支払額)	70	37	107	157	115	272
17年度	発生件数	87	925	1,012	239	1,516	1,755
	支払件数	138	10	148	260	41	301
	(支払額)	252	6	259	358	33	392
18年度	発生件数	103	850	953	193	1,356	1,549
	支払件数	150	13	163	287	21	308
	(支払額)	102	12	114	238	50	288

注1：「発生件数」は、防衛施設庁が米軍の事件・事故として、日米地位協定第18条業務の関係において知り得たものを集計したものである。

注2：「支払件数」及び「支払額」は、日米地位協定第18条に基づき措置し、賠償等を行った件数及び金額である。

(公務外の「件数」と「支払件数」が大きく相違しているのは、公務外の事件・事故は原則として当事者間(加害者と被害者)の示談により解決するものであり、これが含まれていないことによる。)

米軍人と日本人女性との間に生まれた子ども達への支援

県は、米軍人と日本人女性との間に生まれた子ども達について、外務省及び在沖米各軍と連携し支援にあたっており、現在、次の事業を実施している。

1 相談事業

沖縄県男女共同参画センター「ていする」相談室(那覇市西3丁目11番1号)で、父親の居所確認や父子関係の確認、養育費支払請求などを対象とした国際女性相談を実施

○相談窓口電話番号：098-868-4010(10時から17時。月曜・日曜・年末年始は休み)

FAX：098-868-4106

2 日本語等指導者派遣事業

アメリカン・スクール・イン・オキナワへ日本語等指導者2名を派遣し、子ども達への日本語の読み書き等を指導

## 11 第25条関係（合同委員会）

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

## 【内容及び説明】

米軍基地の多くが県民の住宅地域に近接している本県においては、日米地位協定や日米合同委員会合意に基づく米軍基地の運用は、周辺地域に居住する住民及び地元地方公共団体にとって、重大な関心事であります。

日米両政府においては、平成8年12月のSACO最終報告において、「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」との日米地位協定の運用の改善を行い、日米合同委員会合意の公表について理解を示されました。

しかし、その後の日米合同委員会合意に関する公表の実施状況については、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

県としては、日米合同委員会の合意事項を迅速に公表することが、駐留する合衆国軍隊と地域住民及び地方公共団体との信頼関係を構築する礎になるものと考えており、合意事項の速やかな公表を明確に規定する必要があると考えます。

## 3 日米地位協定見直しに関する主な経緯

平成7年 10月21日 11月4日	県民総決起大会で「日米地位協定の早急な見直し」等を決議 県が日米両政府に対し10項目の日米地位協定の見直しについて要請
平成8年 9月8日 12月2日	「日米地位協定の見直し」等に係る県民投票 SACO最終報告「地位協定の運用の改善」
平成10年 6月22日	県が「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」を設置
平成11年 5月6日 10月29日～ 12月28日	「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」報告 県が、ドイツにおける基地の環境調査を実施 政府が、「日米地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める」を閣議決定
平成12年 7月14日 8月29日～ 8月31日～ 9月11日	県議会が、日米地位協定の見直しに関する意見書を決議 県が、軍転協と合同で要請（内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使、在日米軍司令官あて）（～30日） 県議会が、日米地位協定の見直しを要請（～9月1日） 日米安全保障協議委員会（2プラス2）による、環境原則に関する共同発表
平成13年 2月12日 5月13日～ 7月10日 7月11日 7月18日 7月19日 7月23日	県が、「基地と環境を考えるシンポジウム」を開催 稲嶺知事が訪米、パウエル国務長官、アーミテージ国務副長官、ウォルフオビッツ国防副長官らに日米地位協定の見直しなどについて説明（～26日） 衆議院外務委員会が「日米地位協定の見直し」を決議 県が、福田内閣官房長官、田中外務大臣、尾身沖縄・北方対策担当大臣、中谷防衛庁長官、ベーカー駐日米国大使らに「日米地位協定の抜本的な見直し」を要請 全国知事会が「平成14年度国の施策並びに予算に関する要望について」に日米地位協定の見直しを盛り込む 田中外相、パウエル米国務長官会談で「犯罪を起こした米兵の身柄引渡が迅速に行われるよう日米地位協定の運用改善の協議を推進する」ことを合意 政府が、「地位協定の改定について運用の改善で機敏に対応し、これが十分効果的でない場合は、改正を視野に入れていく」ことを閣議決定
平成14年 2月11日 3月20日	下地、東門両衆議院議員らの自民、社民両党のグループが新日米地位協定案を作成 衆院沖特委が、沖縄振興特別措置法案を可決した際、付帯決議として「日米地位協定



3月29日	の見直しの検討」を可決 参院沖特委が、沖縄振興特別措置法案を可決した際、付帯決議として「日米地位協定の見直しの検討」を可決
7月18日	沖縄で開催された全国知事会議において、「日米地位協定の抜本的な見直し」を国への要望として決議
7月23日	「日米地位協定の改定を実現し日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）設立
8月23日	日本弁護士連合会が、定例理事会で日米地位協定の改定を求めることを決議
8月26日	県が、小泉総理大臣、福田内閣官房長官、川口外務大臣、尾身沖縄・北方対策担当大臣、中谷防衛庁長官らに「日米地位協定の抜本的な見直し」を要請
12月6日	県が、沖縄政策協議会の終了後、出席した全閣僚に対し、「日米地位協定の抜本的な見直し」を要請
平成15年	
2月12日	渉外知事会が、「日米地位協定の改定を実現し日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）と意見交換会を開催
2月20日	公明党が、「『日米地位協定』検討プロジェクト」を設立
4月29日	（社）日本青年会議所が、日米地位協定の見直しを解決すべき最優先課題として取り組む旨の沖縄宣言を採択
5月15日	「日米地位協定の改定を実現し日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）が、総会で日米地位協定改定案を決定
6月3日	県が、「日米地位協定の抜本的見直しに関する全国行動プラン」を発表（協力要請のための関係自治体訪問を、翌6月4日より開始、～8月25日）
7月3日	衆議院沖縄及び北方問題特別委員会が、「沖縄県民に対する米国軍人等の犯罪の防止に関する件」として「日米地位協定の見直しをも早急に検討」することを決議
7月11日	沖縄県議会が、日米地位協定の見直しに関する意見書を採択
7月16日	参議院沖縄及び北方問題特別委員会が、「沖縄県民に対する米国軍人等の犯罪の防止等に関する決議」として「日米地位協定の見直しをも早急に検討」することを決議
7月17日	全国知事会が、「日米地位協定の抜本的な見直し」を決議
7月30日	全国都道府県議会議長会が、日米地位協定の抜本的な見直しを決議
7月31日	全国地方議員交流会が、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書を全国の都道府県議会や市区町村議会などで採択する活動を進める決議を可決
8月29日	自治労が、日米地位協定の抜本改正を求める特別決議を可決
10月28日	全国都道府県議会議長会が、日米地位協定の見直しに関する特別決議を可決
11月16日	県が、来県したラムズフェルド米国防長官に、日米地位協定の抜本的見直しなどを要望
平成16年	
1月15日	日本商工会議所が、日米地位協定の運用改善を求める決議を採択
1月16日	連合が、日米地位協定の見直し案を決議
2月9日	稲嶺知事が、琉球新報社主催の緊急フォーラム「地位協定を考える」で基調講演
4月2日	日米合同委員会が、日米地位協定下での刑事裁判手続きに係る運用改善を合意
4月9日	県市長会が、日米地位協定の抜本的見直しを求める議案を決議
4月12日～	県が、五ノ日の会（県選出自民党国会議員4名）及び白保台一議員と合同で、政府及び自由民主党に対し日米地位協定の見直しを要請（～13日）
4月23日	県が、沖縄政策協議会において全閣僚に対し、日米地位協定の抜本的な見直しを要望
4月30日	自民党「日米地位協定の改定を実現し日米の真のパートナーシップを確立する会」が、米國務省及び国防総省に、日米地位協定の改定案を提出し取り組みを要請
5月6日	久間自民党幹事長代理が訪米、アーミテージ米國務副長官に対し日米地位協定に環境の規定がない点について問題提起
5月20日	衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会が、日米地位協定の全般的な検証を行うことを附帯決議
5月29日	稲嶺知事が、琉球新報社等主催の日米地位協定フォーラム「改定の是非を問う」において基調講演
6月9日	全国市長会が、日米地位協定の見直しを求めていく要望を決定
7月16日	全国知事会が、日米地位協定の抜本的見直しを決議

7月20日	日米両政府が、米軍人等の私有車両の登録について、車庫が基地外にある場合には、平成16年9月1日より車庫証明書を取得することを合意
8月6日	渉外知事会が、「国に対する要望書」で日米地位協定の改定を決議、政府に要請 稲嶺知事が、NHKの「日曜討論」に出演、日米地位協定の抜本的見直しの必要性を訴えた。それに対し茂木沖繩及び北方対策担当大臣が、関係省庁による幅広い観点からの協定そのものの検証が必要との考えを示した
9月15日	県が、来県した衆院沖繩及び北方問題に関する特別委員会に日米地位協定の見直しを要請
10月6日	県が、来県した衆議院外務委員会に日米地位協定の見直しを要請
10月6日	県が、来県した小池沖繩及び北方対策担当大臣に日米地位協定の見直しを要請
10月16日	県が、来県した町村外務大臣に日米地位協定の見直しを要請
10月22日	全国町村議会議長会・都道府県会議長会が、日米地位協定の見直しに関する議案を決議
10月29日	自民党政務調査会の下に置かれた、米軍再編に関連して国内の米軍基地移転等を協議する「日米安保・基地再編合同調査会」の初会合が開かれ、額賀座長が、日米地位協定についても検討したいと発言
11月26日	稲嶺知事が来県した松沢神奈川県知事と面談、渉外知事会として日米地位協定の見直しを前面に出した要請を行うことを決定
12月7日	民主党が、沖繩国際大学への米軍ヘリコプター墜落事故を受けた新たな日米地位協定見直し案を了承
平成17年	
1月12日	県が、来県した衆議院安全保障委員会に日米地位協定の見直しを要請
1月13日	県が、来県した参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会に日米地位協定の見直しを要請
1月19日	県が、来県した大野防衛庁長官に日米地位協定の見直しを要請
2月1日	渉外知事会が、政府に対し日米地位協定の見直し作業に入るよう要請、併せて、真のパートナーシップを確立する会、自民党・民主党・公明党へ協力依頼
2月15日	県が、来県した「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」の委員に日米地位協定の抜本的見直しを求めていることを説明
2月19日	日米安全保障協議委員会（2プラス2）が、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善が在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調
3月12日～	稲嶺知事が訪米の際、国務省、国防総省、米軍等の関係機関に、日米地位協定の抜本的見直しを要請（～19日）
4月1日	日米合同委員会が、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」を合意
5月25日	全国市議会議長会が、「日米地位協定の抜本的見直しについて」を決議
7月13日	全国知事会が、日米地位協定の抜本的見直しを決議
7月23日	稲嶺知事が、日本青年会議所主催の国家安全保障フォーラムに参加、日米地位協定の抜本的見直しの必要性を訴えた
7月29日	渉外知事会が、日米地位協定の改定等を決議、政府に要請 九州各県議会議長会が、日米地位協定の見直しを政府に要請
11月11日	渉外知事会が、「在日米軍の再編に係る今後の取組み及び日米地位協定の見直しについて」を決議、政府に要請
11月25日	県が、来県した麻生外務大臣に日米地位協定の見直しを要請
12月22日	稲嶺知事が、渉外知事会主催のシンポジウムに参加、日米地位協定の抜本的見直しの必要性を訴えた
平成18年	
1月11日	県が、来県した参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会に日米地位協定の見直しを要請
1月11日	県が、来県した衆議院外務委員会に日米地位協定の見直しを要請
2月	渉外知事会が、日米地位協定に係る日米双方の国会議員に対し、日米地位協定に関するアンケート調査を実施
7月28日	渉外知事会が、日米地位協定の改定を重点要望の1つとして決議、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官あて要請
8月22日	県が、来県した衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会に日米地位協定の見直し

10月21日	を要請 県が、来県した高市沖繩及び北方対策担当大臣に対し日米地位協定の見直しを要請
平成19年	
1月17日	県が、来県した衆議院安全保障委員会に対し日米地位協定の見直しを要請
4月27日	日米合同委員会が「災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて」を合意
5月15日	県が、来県した参議院外交防衛委員会に対し日米地位協定の見直しを要請
5月21日	県が、来県した衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会に対し日米地位協定の見直しを要請
8月10日	渉外知事会が、日米地位協定の改定を重点要望の1つとして決議、外務大臣、防衛大臣へ要請
9月3日	県が、来県した岸田沖繩及び北方対策担当大臣に対し日米地位協定の見直しを要請
9月8日	県が、来県した高村防衛大臣に対し日米地位協定の見直しを要請

#### 4 全国行動プランによる取組

県は、地位協定の見直しを求める国民全体の機運醸成が、その実現につながるとの考えから、「日米地位協定の抜本的見直しに関する全国行動プラン」を策定し、平成15年6月から、協力支援を得るため、渉外知事会の加盟都道府県への要請活動を展開した。

「全国行動プラン」は、全国への要請活動を中心に据え、これをサポートする支援行動と一体的に取り組むことによって、要請活動を実りあるものにするための行動計画（アクションプログラム）であった。

行動プランの概要は以下のとおりである。

##### (1) 知事及び副知事の県外要請行動

渉外知事会加盟の都道府県及び都道府県議会に直接要請を行った。

##### (2) 知事会等への働きかけ

沖縄県の加盟する知事会等に要請を行った。

- ア 全国知事会
- イ 九州地方知事会
- ウ 全国都道府県議会議長会

##### (3) 県主催行催事におけるメッセージの発出

本県で開催される県主催行催事のうち、日米地位協定の抜本的見直しを中心とした基地問題の解決に対する理解を求めることが効果的と思われる行催事の開催の際に、参加者へメッセージを発出した。

(具体的には、主催者である県の挨拶の中で、日米地位協定の抜本的見直し等に対する県の考え方や取り組み等基地問題に関するメッセージを挿入するほか、参考資料を配付。)

##### (4) 各界諸団体との連携

各分野の関係諸団体に対して団体の構成等を考慮した上で、県の求める日米地位協定の見直しや基地問題の解決に向けて、県と連携して取り組んでいただくよう理解を求め協力を要請した。

###### ア 関係団体等への協力要請

各部局から所管団体等に対して、協力を要請した。

###### イ 団体における取り組み

各団体は、主催する行催事において、大会宣言や決議等によるメッセージの発信を行うほか、具体的な行動を展開した。

(参考例)

- 日本青年会議所は、平成15年(2003年)4月29日に開催した「沖縄フォーラム」において、日米地位協定の見直しに向けた「沖縄宣言」を採択し、広く世論を喚起するため、全国の約5万人の会員に対して、具体的な行動を呼びかけ、全国的な取り組みを行っていくとしている。
- 日本弁護士連合会は、平成14年(2002年)8月に開催された、全国の弁護士会会長が参加する定例理事会において、沖縄弁護士会の提案を受け、日米地位協定の改定を求めることを全会一致で決議した。

**(5) 全国地域情報発信共同事業の実施**

全国紙の紙面を通して、地域の情報を提供する「全国地域情報発信共同事業」を活用し、沖縄の基地の実情と日米地位協定の見直し問題について、全国に情報を発信し、広く国民の理解を求めている。

**(6) 県ホームページ等による全国への情報発信**

日米地位協定の問題は、米軍基地が集中する沖縄において象徴的に顕在化しているが、日米地位協定の内容は安全保障、人権、環境など多岐にわたっており、国民生活に深く関わっていることから、日米地位協定の問題は、国民的課題として、国民一人一人が真剣に考えなければならない問題であることを全国に発信している。（県ホームページの活用、リーフレット等の作成）

**5 日米地位協定見直しの取組の結果****(1) 国会**

平成13年7月、衆議院外務委員会において「日米地位協定の見直し」が決議されたほか、平成14年3月には、衆・参両院の沖縄及び北方対策特別委員会において、付帯決議として「日米地位協定の見直しの検討」が可決されている。

**(2) 都道府県**

沖縄県を含む33都道府県議会において、日米地位協定見直しの意見書が採択されている。

**(3) 全国的団体**

日本青年会議所が、平成15年4月、「日米地位協定・基地問題等を沖縄固有の問題でなく、国家全体の安全保障の一環として取り上げ、その解決に向けて具体的に行動する。」旨の「沖縄宣言」を採択したほか、平成14年8月、日本弁護士連合会定例理事会で日米地位協定の改定を求める決議が採択されている。

**(4) 政府**

政府は、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えており、運用の改善に不断の努力をしているところ」としている。

日米両政府で合意された、日米地位協定の運用改善の事例は以下のとおり。

<運用の改善例<sup>\*1</sup>>

平成7年10月	刑事裁判手続に関する合同委員会合意（殺人又は強姦等については、起訴よりも前の段階で、日本側から米側に対し、被疑者の身柄の引渡を要請できる仕組みとなった）
平成8年3月	嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意（任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定したとされている）
平成8年12月	SACO最終報告（米軍航空機事故の調査報告書の提供手続きに関する新しい合意の実施や、米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続きの実施等が合意されている）
平成9年3月	在日米軍に関わる事件・事故通報体制の整備に関する合同委員会合意（通報すべき事件・事故の明確化、通報経路の確立、通報内容の標準化等について合意されている）
平成12年9月	「環境原則に関する共同発表」（日本環境管理基準（「JEGS」）を見直し、2年ごとに更新するための協力を強化すること等が合意されている）
平成13年1月	在日米軍による低空飛行訓練について（低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直すこと等が合意されている）
平成13年1月	在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入についての合同委員会合意（人道上重要で緊急を要する事態への対処を支援するために、我が国の緊急車両等が在日米軍施設・区域へ立入（通行）する手続きが定められている）
平成14年3月	アメリカン親子が米軍の窓口で相談できる体制の整備（沖縄県及び在沖縄米各軍の窓口、これらと国との連携体制が整備されている）
平成14年5月	厚木飛行場航空祭での展示飛行（デモフライト）の中止の決定（厚木海軍飛行場での

\*1：外務省ウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/remediation.html>）より抜粋



- 航空祭における展示飛行を今後行わないとされている)
- 平成14年7月 普天間飛行場代替施設の基本計画の策定（「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）に基づき、普天間飛行場代替施設の基本計画を定めている）
- 平成15年8月 在日米軍が保有するPCB含有物資の米国向けの搬出について（搬出に向け諸手続が完了し、平成15年（2003年）1月より順次搬出されている）
- 平成16年4月 捜査協力の強化と平成7年合同委員会合意の円滑な運用の促進のための合同委員会合意（捜査協力を強化するための措置として、合衆国軍司令部の代表者が被疑者の取り調べに同席することが認められている）
- 平成17年4月 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン（米軍施設・区域外において、航空機が墜落した場合等に適用される方針及び手続きが定められている）
- 平成19年4月 災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて（災害時において、都道府県又は他の地方の当局の人員等が、救助、医療サービス、緊急輸送等の活動を実施するため、又は災害に備えた防災訓練等を実施するため、必要な場合に在日米軍施設及び区域を使用できるよう、在日米軍施設及び区域へ立入るための手続が定められている）

豆 知 識

**四軍調整官には、どのような役割があるのですか？**

四軍調整官は、正式名称を「在日米軍沖縄地域調整官」といい、沖縄の米陸軍、海軍、空軍、海兵隊の四軍の調整を図ります。対外的に在沖米軍を代表する地位にあり、第三海兵遠征軍司令官がその役職を兼ねています。

## 第2節 協議会の活動状況、その他の取り組み

### 1 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（通称「軍転協」）

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）は、米軍基地及び自衛隊基地から派生する諸問題の解決や跡地利用について、県と市町村が相互に協力することを目的に、昭和52年4月に設立された。

軍転協の主な活動内容は、米軍基地、自衛隊基地に起因する諸問題を解決するため、日米両政府、米軍に対する要請活動や軍転協会員の研修などである。

平成19年度の活動状況は次のとおり。

#### (1) 要請活動

##### ア 県内要請

(ア) 要 請 日：平成19年8月28日(火)

(イ) 要 請 団：15名（市町村10名、県5名）

(ウ) 要請内容：

○基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

・海兵隊の演習・訓練の移転及び在沖米軍兵力の削減等

・日米地位協定の抜本的な見直し

・米軍人・軍属及びその家族の教育及び綱紀肅正等

・米軍の演習等に伴う事件・事故の防止及び安全管理の徹底

・米軍基地周辺の生活環境及び自然環境の保全

・基地返還に伴う利用・転用促進のための措置

・周辺事態安全確保法及び有事法制の適切な運用等

○米軍車両の学校施設等への侵入について(別途要請)

○米軍施設における相次ぐ燃料流出事故について(別途要請)

○キャンプ・ハンセン内レンジ3における米陸軍射撃訓練場の建設について(別途要請)

(エ) 要 請 先：那覇防衛施設局長、特命全権大使（沖縄担当）、沖縄総合事務局長、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

##### イ 県外要請

(ア) 要 請 日：平成19年9月6日(木)～7日(金)

(イ) 要 請 団：11名（市町村6名、県5名）

(ウ) 要請内容：県内要請と同内容

(エ) 要 請 先：内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、駐日米国大使、在日米軍司令官

#### (2) 視察の実施

##### ア 県内視察

(ア) 日 時：平成20年2月8日(金)

(イ) 目 的：基地から派生する諸問題の解決を促進する観点から、県内の米軍施設等を調査した。

(ウ) 視察先：キャンプ・ハンセン(実弾射撃訓練等の実施状況などに関する説明)、キャンプ・コートニー(第3海兵遠征軍司令部機能等の概要などに関する説明)、ホワイト・ビーチ地区(米軍艦船の寄港状況や地域交流への取り組みの概要などに関する説明)

(エ) 視察団：33名（市町村21名、県12名）

##### イ 県外視察

(ア) 日 時：平成20年1月30日(水)～2月1日(金)

(イ) 目 的：基地から派生する諸問題の解決を促進する観点から、県外の米軍施設の概要、諸問題に対する対応等を中心として現地調査を行った。

(ウ) 訪問先：南関東防衛局、神奈川県、綾瀬市、横須賀市

(エ) 視察先：厚木海軍飛行場、横須賀海軍施設

(オ) 視察団：20名（市町村17名、県3名）

#### (3) 研修会の実施

ア 日 時：平成20年1月11日(金)

イ 場 所：宜野湾市立中央公民館 集会場

- ウ 内容：米軍再編の進捗と在沖米軍の位置づけ～今後の日米関係の視点から
- エ 講師：拓殖大学国際学部教授 川上高司 氏
- オ 参加者：64名(市町村41名、県17名、その他6名)

## 2 三者連絡協議会（通称「三者協」）

### (1) 三者連絡協議会設置の経緯

三者連絡協議会（三者協）は、沖縄県に所在する米軍施設及び区域を管理・運用することから生ずる問題であって、各構成員（国、米側、沖縄県）の共通の関心を有するものについて、それぞれ拘束されない自由な立場から協議するため、昭和54年7月に設置された。

会議は、昭和54年7月に開催された第1回三者協から平成7年3月の第16回三者協まで継続して開催されたが、その後、三者協の性格や議題の範囲等について各構成員間の認識に齟齬が生じ、約4年間開催されずにいた。

平成11年2月、再発足会合において三者協の活動を再開することが確認され、平成11年7月に第17回三者協が開催された。それ以降、平成15年5月2日の第24回三者協まで継続して開催されている。

協議会の開催については、構成メンバーが輪番で主催することになっている。

### (2) 成果

三者協において話し合われた議題は多岐にわたっているが、合意をみた主な成果は次のとおりである。

#### ア 英語教育ボランティア事業

平成11年7月12日開催の第17回三者協において、米側から、中学、高校等でネイティブ・スピーカー補助員としてボランティアを提供する旨の提案があり、平成12年5月から沖縄本島中部地区の小学校10校において、約100人の米側ボランティアの協力の下、米側ボランティア英語教育助手プログラムが開始され、平成13年度からは国頭地区まで拡大して、平成18年度までに延べ123校、延べ4,480名のボランティアで毎年実施されている。

また、平成13年度からこの事業を拡大し、小学校英会話指導担当教員を対象とした「小学校英語活動研修講座」に、約10名の海兵隊の紹介による米軍人・軍属等のネイティブ・アシスタントが派遣されており、平成14年度以降も毎年派遣が行われている。

#### イ 緊急車両の基地内通行

平成11年9月9日開催の第18回三者協において、沖縄県から、緊急時における救急車及び消防車の基地内道路の使用について提案し、その後、平成13年1月11日開催の日米合同委員会において、我が国の緊急車両による在日米軍施設・区域への限定的且つ人道的立入りが合意されたことから、同年4月17日に浦添市長と在沖海兵隊基地司令官との間で、牧港補給地区内の通行に関する現地実施協定が初めて締結された。7月13日にはトリイ通信施設に関し読谷村長と第10地域支援群司令官との間で、7月26日にはホワイト・ビーチ地区に関し与勝事務組合消防本部長（当時：現うるま市長）と在沖米艦隊活動司令部司令官との間で、それぞれ現地実施協定が締結された。

その他にも、平成15年9月に嘉手納飛行場に関し沖縄市長及び比謝川行政事務組合（嘉手納町、北谷町、読谷村）管理者と第18航空団司令官との間で、平成16年6月に普天間飛行場に関し宜野湾市長と在沖海兵隊基地司令官との間で人道的立入りに関する協定が締結された。

#### ウ 嘉手納スペシャルオリンピックスの開催

平成11年9月9日開催の第18回三者協において、米側（嘉手納基地）から、嘉手納町、沖縄市、北谷町の障害者と障害を持つ米軍人家族らが、スポーツを通じた交流を行うスペシャルオリンピック開催について提案があり、平成12年4月22日、嘉手納基地内において、総計約1,500名（選手約330名、ボランティア約500名、その他関係者約670名）が参加して、第1回大会が開催された。以降、毎年、嘉手納基地内において開催されており、平成19年6月の第8回大会では、スポーツ競技及び美術作品展示会へそれぞれ900名以上のアスリートと200名以上のアーティスト並びにボランティア等の関係者総勢約5,000名が参加して開催された。

#### エ 環境セミナーの開催

平成12年2月14日開催の第19回三者協において、日本環境管理基準に関するセミナーの開催について米側から提案があり、同年6月15日にキャンプ瑞慶覧において、米側主催により、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所、沖縄県及び県内各機関の専門家の参加の下、「日本環境管理基準に関する

るセミナー」が開催された。

また、平成14年5月29日にはキャンプ瑞慶覧において、沖縄県から34名、米軍から35名の他、日本政府関係者の参加の下、「沖縄県・米軍環境担当者意見交換会」が開催され、環境関連の12の項目について意見交換が行われた。さらに、平成15年7月24日にも、環境関連の14項目について、沖縄県、米軍、日本政府関係者による意見交換が行われた。

#### オ 災害時における相互連携体制の確立

平成12年2月14日開催の第19回三者協において、県民の生命、財産を災害から保護する立場から、また、在沖米軍の家族については、県民と同様に地域を構成する一員として人道的な見地から、県内において大規模な災害が発生した場合における応急の対策や復旧を円滑に実施するための相互連携体制を確立することが確認された。

その後、県側（消防防災課、基地対策室<sup>\*1</sup>）と米側（海兵隊）との間で協議を続けた結果、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を制定することになり、平成13年11月に、知事から在日米軍沖縄地域調整官に対し、災害時における相互連携体制を実施したい旨の書簡を送付したところ、平成14年1月に在日米軍沖縄地域調整官から同意する旨の書簡が届いたことから、同年1月18日に同マニュアルの制定と記者発表を行った。

平成14年度の沖縄県総合防災訓練は台風接近により中止となったが、平成15年度以降は、同マニュアルに基づいた訓練が毎年行われている。

#### 【経緯】

- 平成7年1月 阪神・淡路大震災が発生
- 平成9年4月 神奈川県が「災害時の在日米軍との相互応援マニュアル」を作成
- 平成9年11月 県消防防災課、基地対策室が神奈川県にマニュアル作成に関する調査
- 平成9年12月 消防防災課がマニュアル案を作成
- 平成12年2月 第19回三者連絡協議会において、県が災害時における相互連携体制の確立に関する提案を行い、米側が協力すること、具体的な協力体制については事務レベルで協議を行うことを確認
- 平成12年11月 県が米軍に対し「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（案）」を説明
- 平成13年7月 第21回三者連絡協議会において、米側から米軍の連絡窓口を在沖米海兵隊作戦訓練部としたいとの報告
- 平成13年10月 県（知事公室長、消防防災課、基地対策室）と米軍（在日米軍沖縄地域調整事務所、在沖米海兵隊作戦訓練部）の事務レベル協議
- 平成13年11月29日 知事から在日米軍沖縄地域調整官へ書簡を送付
- 平成14年1月8日 在日米軍沖縄地域調整官から知事への書簡を受理
- 平成14年1月18日 マニュアル制定及び記者発表（定例記者懇談会）
- 平成14年8月29日 金武湾港（石川地区）施設用地で実施予定の沖縄県総合防災訓練において、当該マニュアルに基づく初めての訓練は台風接近のため中止
- 平成15年9月3日 当該マニュアルに基づき、平良市で実施された沖縄県総合防災訓練において、在沖米軍が県と被害状況をやりとりする通報訓練に初参加
- 平成16年9月2日 石垣市で実施された沖縄県総合防災訓練の通報訓練に、在沖米軍が参加
- 平成17年9月2日 恩納村で実施された沖縄県総合防災訓練の通報訓練に、在沖米軍が参加
- 平成18年10月12日 南大東村で実施された沖縄県総合防災訓練の通報訓練に、在沖米軍が参加
- 平成19年9月5日 久米島町で実施された沖縄県総合防災訓練の通報訓練に、在沖米軍が参加

#### 【災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル概要】

大規模災害に対する在日米軍の援助活動については、平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、被災者の救援に大きく貢献した実績があり、本県でも、大規模災害の発生に伴う防災対策の一環として、沖縄県の地域を構成する一員として友愛精神と人道的見地から沖縄県と在沖米軍相互の連携体制を構築し、災害発生時の応急対策や復旧作業等を円滑に実施して、被害の拡大防止を図ることは重要となっていることから、米軍と調整の上、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を制定

\*1：現在は、消防防災課が防災危機管理課、基地対策室が基地対策課となっている。



することにした。

この「相互連携マニュアル」は、万一、県内で地震、津波等による大規模災害が発生したことにより、人の生命、身体、財産に重大な被害がおよび、また、その恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に応援を行うための手順を定めたものである。

沖縄県と在沖米軍は、災害発生時において災害の状況を正確に把握し、この相互連携マニュアルに沿って、可能な範囲における迅速かつ効率的な被災者の救援活動と被害の拡大防止に相互に協力することになる。

○マニュアルの目的

このマニュアルは、相互連携を要する災害が発生した場合、沖縄県と在沖米軍の双方が、人道的見地から人命救助などの相互連携を行うための手順を定めることを目的とする。

○マニュアルの運用に関する基本的事項

このマニュアルに基づく応援は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水及び事件・事故に起因する災害等で、人の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、また、その恐れがあり、かつ、相互に連携を行う必要があると判断される場合に適用する。

このマニュアルの適用は、沖縄県及び在沖米軍が可能な範囲で行うものとし、双方に何ら義務を課するものではない。応援に要する費用は、原則として応援を行う側の負担とする。

○災害時の基本的な連絡経路

災害時における連絡は、県は基地対策室、米軍側は在沖海兵隊作戦訓練部を窓口として行われる。

このマニュアルは、県と米軍が連絡を行うための具体的な連絡例文や、連絡内容に関する様式などを定めたものである。

○災害時の対応の概要

災害が発生した場合、双方から災害の発生時間、災害の種類、災害対策組織（県においては災害対策本部。以下同じ。）が設置された旨の連絡が行われる。その後、災害対策組織で応援を要請することについての検討が行われ、応援を要請することが決定された場合は窓口を通して応援を要請する内容等を連絡する。要請を受けた県、又は米軍は、応援要請の実施について検討を行い、応援する内容を回答する。

回答を受けた県、又は米軍は、受入先の調整等を行った後に相手方に連絡を行い、応援が実施される。県、又は米軍は、応援を開始した場合、応援を終了した場合にその旨の連絡を行うことになっている。

### 3 渉外関係主要都道県知事連絡協議会（通称「渉外知事会」）

渉外関係主要都道県知事連絡協議会（渉外知事会）\*1は、米軍基地に起因する諸問題を抱える主要な14都道県が、協力して基地問題の解決にあたることを目的に、昭和37年1月に設立された。

渉外知事会の主な活動内容は、米軍基地に起因する諸問題を解決するため、国に対する要望活動などである。

平成19年度の要望内容等は、以下の7つの大項目で構成する135項目となっている。また、平成18年度及び19年度は、早急に措置が必要なもの等、特に回答を希望する8項目を重点要望として取り上げた。

**（1）要 請 日：平成19年8月10日**

**（2）要望内容：**

- ア 基地の整理、縮小と早期返還の促進及び基地跡地利用に係る要望（13項目）
- イ 日米地位協定に係る要望（74項目）
- ウ 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に係る要望（30項目）
- エ 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）等に係る要望（9項目）
- オ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策に係る要望（4項目）
- カ 周辺事態安全確保法等に係る要望（4項目）
- キ 自衛隊法に基づく警護出動に係る要望（1項目）

\*1：渉外知事会の活動状況等については、神奈川県ウェブ・サイトに掲載されている。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/syougaitijikai/syougaitijikai.html>

**(3) 重点要望の項目**

- ア 基地の整理、縮小及び早期返還の促進
- イ 日米地位協定の見直し
  - (ア) 環境法令等国内法の遵守及び環境対策の徹底
  - (イ) 事件・事故に係る安全対策等の確立
  - (ウ) 地元意向を尊重する制度の構築
- ウ 国による財政的措置等の新設・拡充
  - (ア) 基地交付金等の増額等
  - (イ) 地域振興策の新設・拡充
  - (ウ) 基地跡地の返還に係る支援
  - (エ) 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

**(4) 要請先：**

内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、防衛施設庁長官、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣

**4 訪米要請**

米軍基地問題の解決促進を図るためには、日本国内ばかりではなく、米国政府、連邦議会、米軍関係者並びに米国民に対し、直接本県の実状を伝え、基地の整理・縮小及び基地被害の防止等について必要に応じ訴えることにより、沖縄の基地問題への理解と協力を求めていくことが重要である。本県では以上の観点から、これまで11回（うち7回は関係市町村等の代表から成る要請団を組織）にわたり、県知事による訪米要請活動を実施している。

**第1回訪米（昭和60年5月30日～6月20日）**

- 構成員：西銘沖縄県知事 他  
 主な要請先：マイケル国務次官、ワインバーガー国防長官、ケリー海兵隊総司令官 他  
 主な要請内容：  
 (1) 基地の整理縮小について（那覇軍港、浦添宜野湾間パイプライン、普天間飛行場等）  
 (2) キャンプ・シュワブ、ハンセンでの実弾射撃演習の廃止について  
 (3) 北部ダムでの訓練の廃止について 他

**第2回訪米（昭和63年4月17日～5月1日）**

- 構成員：西銘沖縄県知事 他  
 主な要請先：ホワイトヘッド国務長官代理、カールーチ国防長官、グレイ海兵隊総司令官 他  
 主な要請内容：  
 (1) 提供施設・区域の全面的見直しについて  
 (2) 第1回訪米時要望事項の早期実現について  
 (3) リゾート開発上必要な地域に存在する施設・区域の返還について 他

**第3回訪米（平成3年7月19日～8月4日）**

- 構成員：大田沖縄県知事、山内読谷村長、新川沖縄市長、仲間金武町長、島袋北谷町長 他  
 主な要請先：アンダーソン国務次官補代理、マクデビット国防省東アジア・太平洋地区担当部長、マンディー海兵隊総司令官 他  
 主な要請内容：  
 (1) 施設・区域の整理縮小の促進について（県知事案、安保協事案、軍転協事案）  
 (2) 基地機能強化につながる施設の新設等の中止について（キャンプ・ハンセン都市型戦闘訓練施設等）  
 (3) 基地被害の未然防止について（航空機騒音の軽減等） 他

**第4回訪米（平成5年5月19日～6月5日）**

- 構成員：大田沖縄県知事、山内読谷村長、仲間金武町長 他  
 主な要請先：ハバート国務省次官補代理、ペンドレイ国防省次官補代理、エラート海兵隊参謀次長 他  
 主な要請内容：  
 (1) 米軍施設・区域の整理縮小の促進について（那覇港湾施設、普天間飛行場、読谷補助飛行場等）

- (2) 米軍演習の廃止と航空機騒音の軽減について（県道104号越実弾射撃演習等）
- (3) 隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について 他

**第5回訪米**（平成6年6月9日～6月22日）

構 成 員：大田沖縄県知事、山内読谷村長 他

主な要請先：ハバート国務次官補代理、ウィーデマン国防次官補代理、マンディー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- (1) 重要課題について（那覇港湾施設、読谷補助飛行場、県道104号越実弾砲撃演習）
- (2) 日米合同委員会合意施設及び振興開発上必要な施設・区域の返還について（普天間飛行場等）
- (3) 米軍の活動が地域に与える悪影響や被害の軽減及び事故の未然防止について 他

**第6回訪米**（平成7年5月17日～6月2日）

構 成 員：大田沖縄県知事、桃原宜野湾市長、比嘉恩納村長、吉田金武町長、山内読谷村長、  
宮城嘉手納町長、喜屋武北中城村長、友寄沖縄県議会議員、仲村那覇市議会議員 他

主な要請先：クリストファー国務長官（エクトン国務省日本部長）、ペリー国防長官（キャンベル国防次官補代理）、マンディー海兵隊総司令官（ゲッツ大佐） 他

主な要請内容：

- (1) 重要3事案について（那覇港湾施設、読谷補助飛行場、県道104号越実弾砲撃演習）
- (2) 普天間飛行場の返還について
- (3) 一部水域、空域の返還及び縮小について
- (4) 米軍施設・区域の返還等について（奥間レスト・センター、キャンプ桑江の一部返還等）
- (5) 諸問題の解決について（航空機騒音の軽減、事故の未然防止、環境汚染等の防止対策強化）
- (6) 隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について 他

**第7回訪米**（平成8年6月14日～6月20日）

構 成 員：大田沖縄県知事 他

主な要請先：ペリー国防長官、キャンベル国防次官補代理、グレン国連大学米国協議会理事長 他

主な要請内容：

- (1) SACO中間報告について
- (2) 「国際都市形成構想」及び「基地返還アクションプログラム（素案）」について
- (3) 日米連合大学院大学の誘置について 他

**第8回訪米**（平成9年4月11日～4月26日）

構 成 員：大田沖縄県知事、高山那覇市助役、伊芸金武町助役 他

主な要請先：オルブライト国務長官（カートマン国務次官補代理）、コーエン国防長官（クレイマー国防次官補）、クルラック海兵隊総司令官（グREGソン計画部長） 他

主な要請内容：

- (1) 「基地返還アクションプログラム（素案）」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について
- (2) 在沖米軍兵力の削減について
- (3) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減について
- (4) 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について
- (5) 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について 他

**第9回訪米**（平成10年5月15日～5月30日）

構 成 員：大田沖縄県知事、比嘉宜野湾市長、宮城浦添市長、吉田金武町長 他

主な要請先：オルブライト国務長官（デミング東アジア担当上級顧問）、コーエン国防長官（キャンベル国防次官補代理）、クルラック海兵隊総司令官（スティール副参謀長） 他

主な要請内容：

- (1) 「基地返還アクションプログラム（素案）」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について
- (2) 普天間飛行場の早期返還について
- (3) 在沖米軍兵力の削減について
- (4) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減等について
- (5) 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について
- (6) 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について
- (7) 重国籍児の教育権の確保について 他

**第10回訪米**（平成13年5月13日～5月26日）

構 成 員：稲嶺沖縄県知事、岸本名護市長 他

主な要請先：パウエル国務長官、アーミテージ国務副長官、ラムズフェルド国防長官（ウォルフオビッツ国防副長官）、ブレア太平洋軍総司令官 他

主な要請内容：

- (1) SACO合意事案の着実な実施及び更なる米軍基地の計画的、段階的な整理縮小について
- (2) 普天間飛行場の移設に当たっての条件整備について
- (3) 海兵隊の演習・訓練の移転及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について
- (4) 日米地位協定の見直しについて
- (5) 基地の運用に伴う事件・事故の未然防止と安全管理の徹底並びに隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について

**第11回訪米**（平成17年3月12日～3月20日）

構 成 員：稲嶺沖縄県知事、翁長那覇市長 他

主な要請先：ライス国務長官（リビア国務次官補代行）、ラムズフェルド国防長官（ローレス国防副次官）

主な要請内容：

- (1) 米軍再編の中での基地負担の軽減
  - ・ 在沖米海兵隊の県外移転
  - ・ 嘉手納飛行場の運用改善
  - ・ 陸軍複合射撃訓練場の建設中止
  - ・ 日米地位協定の抜本的見直し
- (2) 米軍基地の運用から派生する諸問題の解決
  - ・ 米軍基地の整理縮小
  - ・ 米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止
  - ・ 航空機騒音の低減



## 第3節 基地問題に対する県民意識

### 1 10・21県民総決起大会

平成7年9月に発生した米兵による少女暴行事件に対し、県民の怒りと抗議の声は、復帰後最大規模の高まりを見せた。平成7年10月21日には、主催者発表で8万5千人が参加した「沖縄県民総決起大会」が開催された。

戦後、50年もの間、基地の重圧に苦しめられ、また、日常的に発生する米軍機による騒音や種々の事件・事故が発生し、県民生活に悪影響を及ぼしていることや、本県の振興開発を制約し続けているなど、基地問題に対する県民の苛立ちが、この事件に対する反応となって現れ、県民の不満は一気に噴出した。

大会では、①米軍人の綱紀肅正、米軍人、軍属による犯罪の根絶、②事件の被害者に対する謝罪と完全な補償、③日米地位協定の早急な見直し、④基地の整理縮小の促進の4項目について抗議決議とスローガン、大会アピールを採択した。

なお、同日には、宮古・八重山でも3千人規模の抗議集会が開かれたほか、東京では県出身者による集会が開かれるなど、各県で大小の連帯集会が開かれた。

### 2 県民投票

平成8年9月8日、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」（以下「県民投票条例」という。）に基づき、沖縄県において都道府県レベルでは全国で初めての県民投票が実施された。

県民投票は、県民が戦後50年間も米軍基地の重圧を受けながら、基地問題について県民の意思を表明する機会がないまま過重な負担を強いられるという差別的な状況に置かれ、将来にわたって沖縄の米軍基地が固定化されるのではないかと懸念される状況にあって、日米地位協定の見直しと米軍基地の整理縮小を求める意思を表明することができたという点で、大きな意義があったものと思われる。

また、このような県民投票は、一般には馴染みの薄い制度であり、軍用地主の生計、基地従業員の雇用、市町村における基地関連収入、米軍基地の跡地利用など、基地返還への期待と不安が交錯する複雑な県民感情がある中で、投票率が59.53パーセントに達したことは、県民が沖縄の基地問題に強い関心と期待を持っていることの表れであると考えられる。

投票結果については、有権者数909,832人のうち投票者数は541,638人、投票率は59.53パーセント（男57.16パーセント、女61.78パーセント）であった。有効投票数は528,770票、無効投票数は12,856票で、有効投票のうち賛成は482,538票、反対は46,232票で、賛成票は有効投票の91.26パーセント、投票総数の89.09パーセントであった。

#### 【日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に対する県民投票の結果】

項目 男女別	当日投票資格者数(A)	投票者数(B)	棄権者数(A-B)	投票率(B/A×100)
男	442,102人	252,695人	189,407人	57.16%
女	467,730人	288,943人	178,787人	61.78%
計	909,832人	541,638人	368,194人	59.53%

(開票結果)

賛成・反対別	投票数
賛成	482,538票
反対	46,232票
計	528,770票

有効投票数(A)	無効投票数(B)	投票総数(C=A+B)	不受理持ち帰り数(D)	投票者数(E=C+D)
528,770票	12,856票	541,626票	12票	541,638人

### 3 「沖縄からのメッセージ」事業

8万5千人が参加した県民総決起大会の開催から、その後の県知事による駐留軍用地代理署名拒否と一連の基地問題がクローズアップされ、全国的に大きな関心を引き起こした。

その際、県知事あてに多数の激励の手紙や葉書等が寄せられたが、その中で本県の基地の実態が本土の

人々に十分に知らされていないとの意見が数多くあった。

国土面積のわずか0.6パーセントに過ぎない狭隘な沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の74.3パーセントが集中する本県の実状を広く国民に伝え、国民と共に考える機会を設けることは、沖縄の基地問題を解決する上で重要な意味を持つものである。

「沖縄からのメッセージ」事業は、主要なテーマである基地問題とともに、平和や文化についても広く紹介し、より多くの国民の理解と協力を得ることを目的として実施された。

平成8年2月2日の青森県から始まった同事業は、平成9年11月26日の奈良県を最後に全国46都道府県で実施され、平成10年度には5都道府県で同事業が実施された。

また、米国においても平成9年4月、5都市で同事業が実施された。

参加した人々は、自分の知らない基地問題の存在や沖縄の苦難の歴史を知るとともに、沖縄の基地問題を日本全体の問題として考えていきたいとの感想が数多く寄せられた。また、パンフレット、パネル、ビデオについては、平和学習の資料として活用したいとの申し合わせが全国各地から相次いだ。

#### 4 基地と県民意識

「県民選好度調査」は、県民の生活認識や価値観、行政に対する要望、さらには生活各面におけるニーズの変化等を的確に把握し、振興開発計画をはじめ、諸々の行政施策の策定や推進に資することを目的とし、昭和54年以降、概ね5年ごとに実施している。直近の平成16年10月1日から10月31日にかけて実施された「県民選好度調査」のうち、基地関係に係る項目については以下のとおりである。

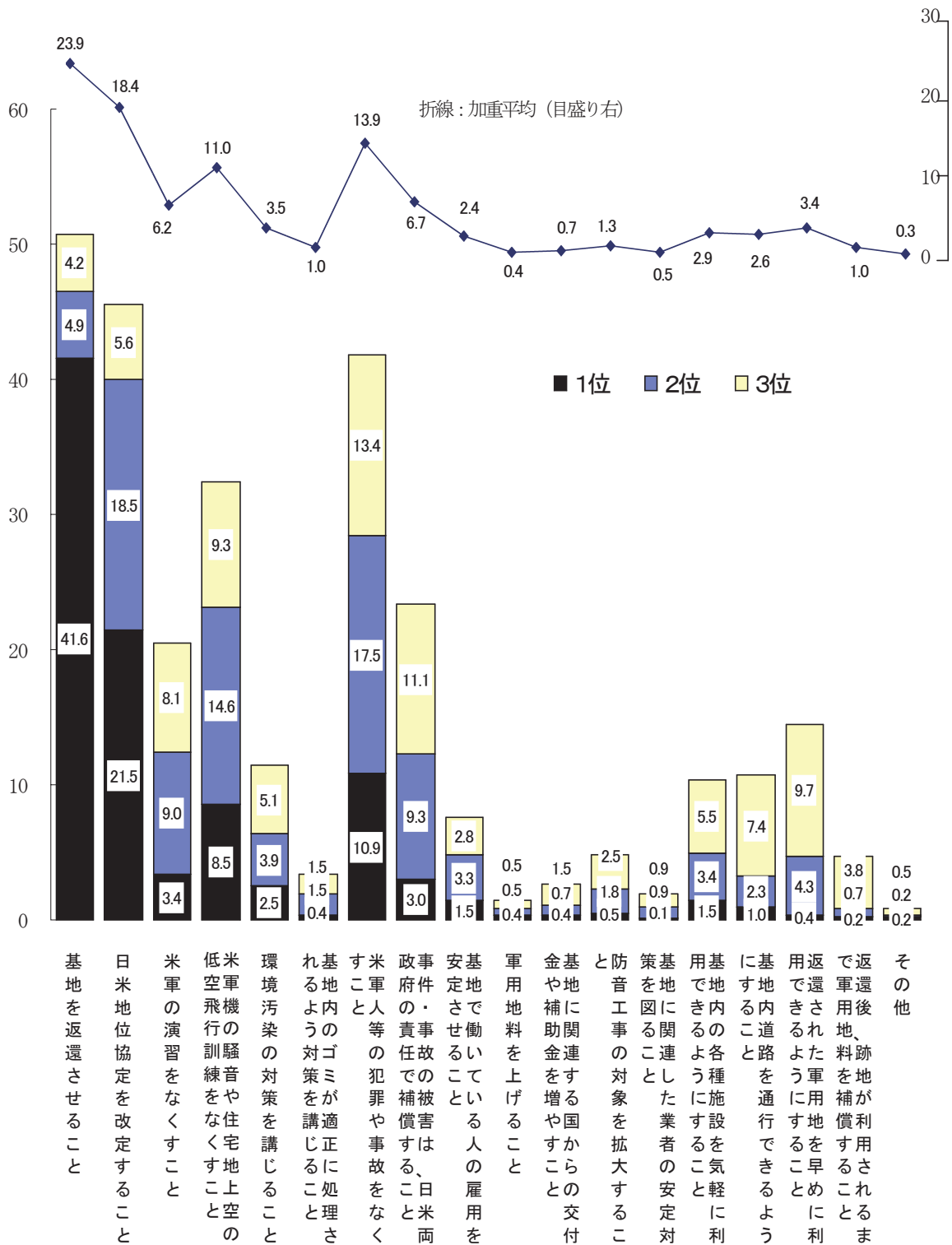
##### (1) 県民が望む米軍基地への対応

米軍基地について、県や国に特に力を入れてほしいものについて、18項目の中から順位を付けて3つ選んでもらった項目のうち、1番目に上げられた対策をみると、「基地を返還させること」が41.6パーセントと極めて高く、つづいて「日米地位協定を改定すること」が21.5パーセント、「米軍人等の犯罪や事故をなくすこと」が10.9パーセント、「米軍機の騒音や住宅地上空の低空飛行訓練をなくすこと」が8.5パーセントとなっている。

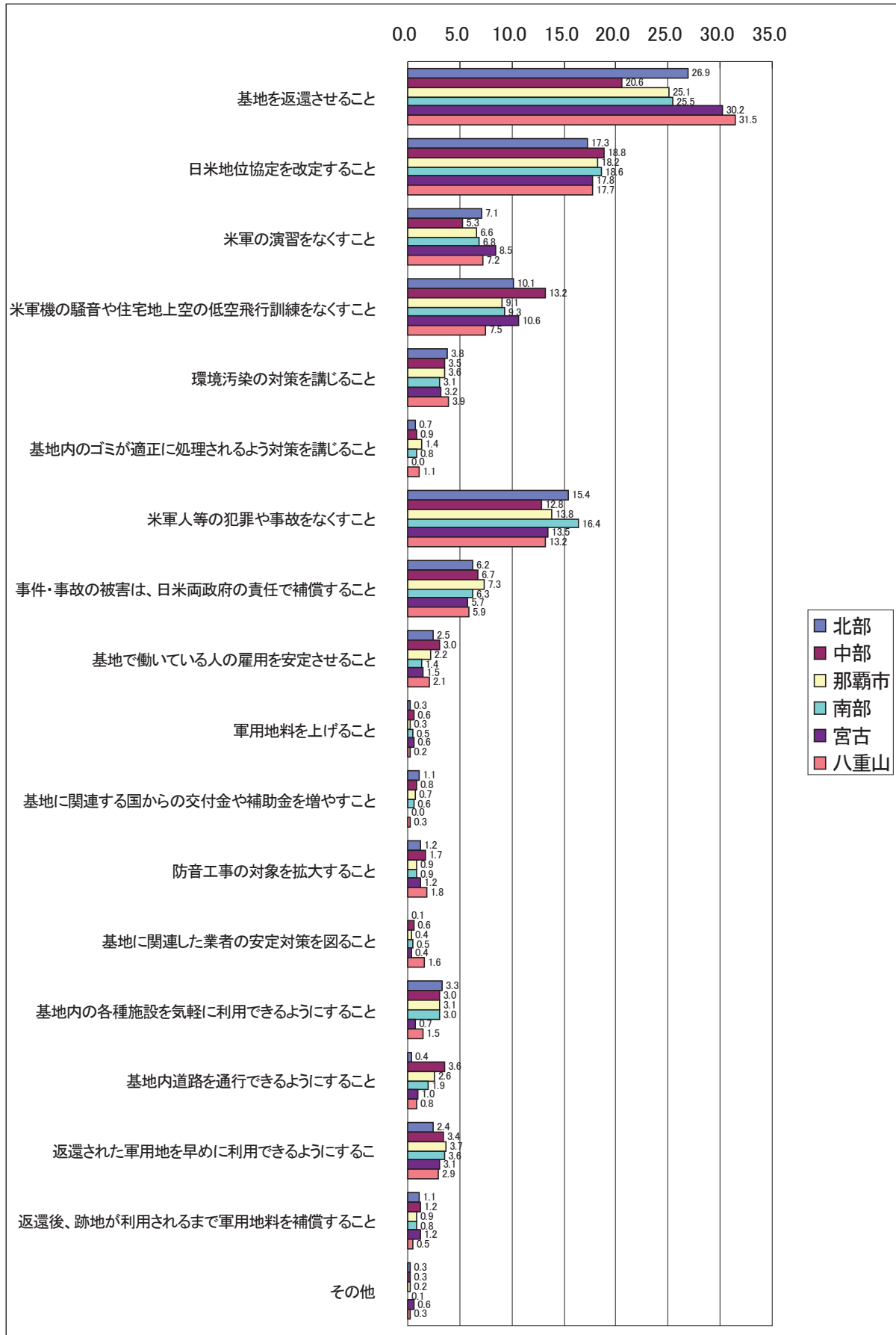
##### (2) 順位別にみた米軍基地への対応

また、選択された項目を総合的に評価するため、1位に3点、2位に2点、3位に1点のウエイト付けして算出した加重平均値でみると、「基地を返還させること」が23.9と最も高く、次いで「日米地位協定を改定すること」が18.4、「米軍人等の犯罪や事故をなくすこと」が13.9等が続いている。特に、「基地を返還させる」については1番目に選択された割合も41.6パーセントと高く、県民の多くが望んでいることがわかる。また、今回の調査で新たに項目に加えられた「日米地位協定を改定すること」も、県民の強い希望であることがうかがえる。

【順位別、加重平均別でみた米軍基地への対応】

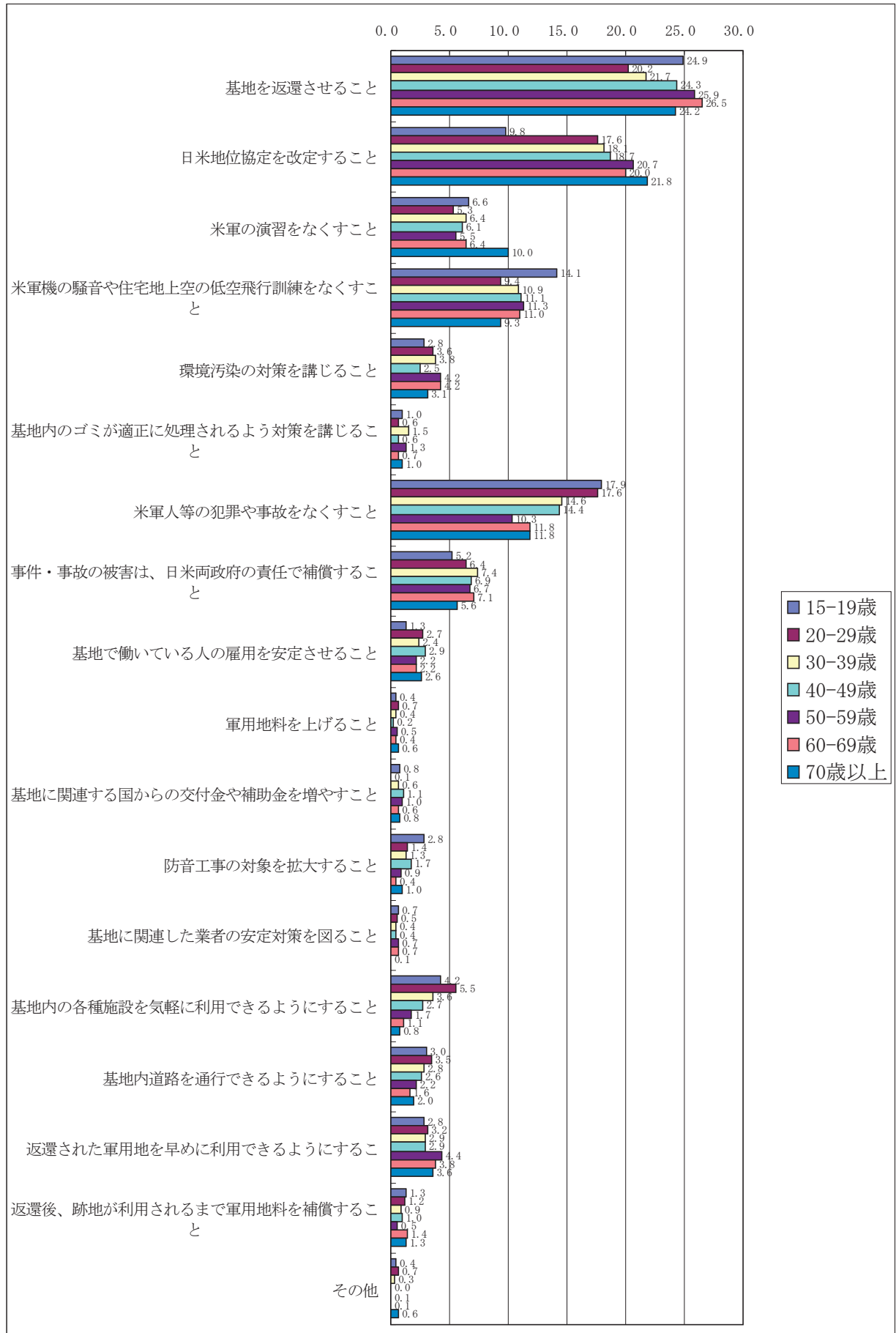


【地域別加重平均でみた米軍基地への対応】





【年齢別加重平均でみた米軍基地への対応】



・県計、属性別にみた米軍基地への対応の集計表

(単位：%)

	県計			性別加重平均		年齢階級別加重平均							地域別加重平均						
	1位	2位	3位	加重平均	男	女	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	北部	中部	那覇市	南部	宮古	八重山
	41.6	4.9	4.2	23.9	22.5	25.2	24.9	20.2	21.7	24.3	25.9	26.5	24.2	26.9	20.6	25.1	25.5	30.2	31.5
基地を返還させること	21.5	18.5	5.6	18.4	20.2	16.5	9.8	17.6	18.1	18.7	20.7	20.0	21.8	17.3	18.8	18.2	18.6	17.8	17.7
日米地位協定を改定すること	3.4	9.0	8.1	6.2	5.9	6.5	6.6	5.3	6.4	6.1	5.5	6.4	10.0	7.1	5.3	6.6	6.8	8.5	7.2
米軍の演習をなくすこと	8.5	14.6	9.3	11.0	10.3	11.7	14.1	9.4	10.9	11.1	11.3	11.0	9.3	10.1	13.2	9.1	9.3	10.6	7.5
米軍機の騒音や住宅地上空の低空飛行訓練をなくすこと	2.5	3.9	5.1	3.5	3.5	3.5	2.8	3.6	3.8	2.5	4.2	4.2	3.1	3.8	3.5	3.6	3.1	3.2	3.9
環境汚染の対策を講じること	0.4	1.5	1.5	1.0	0.8	1.1	1.0	0.6	1.5	0.6	1.3	0.7	1.0	0.7	0.9	1.4	0.8	0.0	1.1
基地内のゴミが適正に処理されるよう対策を講じること	10.9	17.5	13.4	13.9	14.3	13.6	17.9	17.6	14.6	14.4	10.3	11.8	11.8	15.4	12.8	13.8	16.4	13.5	13.2
米軍人等の犯罪や事故をなくすこと	3.0	9.3	11.1	6.7	6.3	7.0	5.2	6.4	7.4	6.9	6.7	7.1	5.6	6.2	6.7	7.3	6.3	5.7	5.9
事件・事故の被害は、日米両政府の責任で補償すること	1.5	3.3	2.8	2.4	2.2	2.6	1.3	2.7	2.4	2.9	2.2	2.2	2.6	2.5	3.0	2.2	1.4	1.5	2.1
基地で働いている人の雇用を安定させること	0.4	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.7	0.4	0.2	0.5	0.4	0.6	0.3	0.6	0.3	0.5	0.6	0.2
軍用地料を上げること	0.4	0.7	1.5	0.7	1.0	0.4	0.8	0.1	0.6	1.1	1.0	0.6	0.8	1.1	0.8	0.7	0.6	0.0	0.3
基地に関連する国からの交付金や補助金を増やすこと	0.5	1.8	2.5	1.3	1.1	1.5	2.8	1.4	1.3	1.7	0.9	0.4	1.0	1.2	1.7	0.9	0.9	1.2	1.8
防音工事の対象を拡大すること	0.1	0.9	0.9	0.5	0.6	0.4	0.7	0.5	0.4	0.4	0.7	0.7	0.1	0.1	0.6	0.4	0.5	0.4	1.6
基地に関連した業者の安定対策を図ること	1.5	3.4	5.5	2.9	2.7	3.1	4.2	5.5	3.6	2.7	1.7	1.1	0.8	3.3	3.0	3.1	3.0	0.7	1.5
基地内の各種施設を気軽に利用できるようにすること	1.0	2.3	7.4	2.6	3.0	2.2	3.0	3.5	2.8	2.6	2.2	1.6	2.0	0.4	3.6	2.6	1.9	1.0	0.8
基地内道路を通行できるようにすること	0.4	4.3	9.7	3.4	3.5	3.2	2.8	3.2	2.9	2.9	4.4	3.8	3.6	2.4	3.4	3.7	3.6	3.1	2.9
返還された軍用地を早めに利用できるようにすること	0.2	0.7	3.8	1.0	1.0	1.0	1.3	1.2	0.9	1.0	0.5	1.4	1.3	1.1	1.2	0.9	0.8	1.2	0.5
返還後、跡地が利用されるまで軍用地料を補償すること	0.2	0.2	0.5	0.3	0.4	0.1	0.4	0.7	0.3	0.0	0.1	0.1	0.6	0.3	0.3	0.2	0.1	0.6	0.3
その他																			

問11 米軍基地について、県や国にとくに力を入れてほしいものは何ですか。  
次の中から順位をつけて3つ選び、下の回答欄にその番号を記入して下さい。

1. 基地を返還させること
2. 米軍の演習をなくすこと
3. 米軍機の騒音をなくすこと
4. 環境汚染の対策を講じること
5. 米軍人の犯罪や事故をなくすこと
6. 基地で働いている人の雇用を安定させること
7. 軍用地料を上げること
8. 市町村への基地関連交付金や周辺整備事業補助金を増やすこと
9. 基地に関連した業者の安定対策を図ること
10. 基地内の大学への入学をはじめ各種施設を県民が気軽に利用できるようにすること
11. 返還された軍用地をはやめに利用できるようにすること
12. 返還後も跡地が利用されるまで軍用地料を補償すること
13. その他 ( )
14. わからない 無回答